

=帯広市立開西小学校 いじめ防止基本方針= 令和6年4月改訂

=いじめの定義=

「いじめ」とは、「児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等該当児童と一定の関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(平成25年より 文部科学省)

1 いじめ防止などの対策に関する基本的な方針

【基本理念】・・・いじめを行ってはならない

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行うこととする。

児童は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、保護者その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、担任、学年団、養護教諭、生徒指導部担当、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭訪問相談員（事案によって招集）

(2) 活動

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・発見されたいじめ事案への対応

(3) 開催

- ①学期2回のいじめ実態調査の前後を定例会とする。
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- ②いじめ事案発生時は、緊急開催する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめが起きにくい学校づくり ～ 子どもたちの「居場所づくり」～

①規律ある生活

- ・各種目標の明確化（重点目標、生活目標<5愛運動>、学年、学級目標、自己目標など）
- ・学校生活、校外生活のきまりの遵守
- ・学習規律の定着
- ・長期休業中のきまりの遵守

②学力の保障と向上

- ・授業づくり（わかる授業、全ての児童が参加・活躍できる授業）
- ・全ての教科における言語活動を通したコミュニケーション能力の育成
- ・わかった、できたを認める集団づくり

③自己有用感を持たせる指導

- ・基本的な学校生活における指導
- ・道徳の時間、学級活動の時間での指導
- ・学校行事、児童会活動での指導
- ・地域、保護者との活動

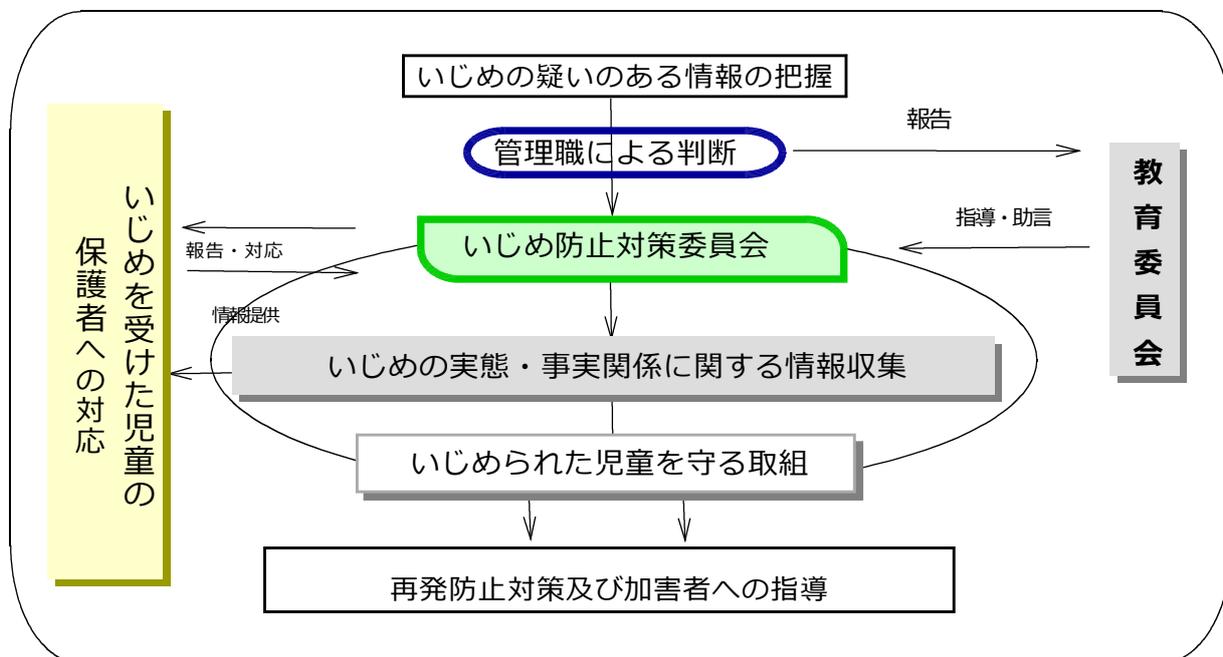
(2) いじめの早期発見

- ①いじめの調査、児童自己評価の分析等
児童対象いじめアンケート調査 5月、11月、2月
学校評価を活用した学校生活の分析と、いじめ対策へのサイクル的活用
- ②教職員による児童観察
日常のささいな変化への気づき、情報の共有、速やかな対応…記録の収集
- ③保護者、地域による児童観察
生活に変化はないか
学校へ連絡していただける信頼関係の構築が基本
- ④いじめ電話相談等 いじめ相談窓口の周知
カードの配付、説明 等

(3) いじめに対する措置

- ①いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、第一に被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応に当たる。
- ②事実確認が容易でない場合は、保護者への確認の上、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速な状況把握を行い、取組に関しての記録化を行う。
- ③いじめを受けた児童が登校できない状況や教室には入れない状況が生じた場合は、学習サポートの実施や心理カウンセリングなど、児童や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行う。
- ④いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的・計画的な指導を行い、加えて道徳の時間等において、傍観者となり得る児童に対して学級全体指導を行う。
- ⑤いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得ると共に、家庭における指導に対して助言を行います。
- ⑥いじめを受けた児童の家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切に情報提供を行う。
- ⑦犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制をとる。

4 いじめ発生時の校内体制〔いじめ防止対策委員会（I=アイ委員会）の体制〕



=重大・緊急いじめ対応=

- いじめ防止対策委員会
 - …情報収集（アンケート、聞き取り等）
 - 指導体制の確認（委員会編成、指導方針の決定）
 - 関係機関との連携（市教委・警察・児相等）
 - 心のケア（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
家庭訪問相談員、市教委教育相談員等）
- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援